

〈建交労〉働きたい高齢者・失業者 に「まともな仕事をよこせ」 神田豊和

編集部からの原稿依頼は「高齢者の雇用延長のたたかい」であった。しかし全日本建設交通一般労働組合（以下、建交労）として全面展開できるほどのたたかいはとりくめていない。そこで、建交労の「体力・能力があり、働きたい高齢者・失業者にまともな仕事をよこせ——公的就労事業の確立」のとりくみと高齢者雇用安定法について報告する。

戦後の公的就労事業・失対事業

戦後の日本は、産業経済はまったく機能しない状態で、それにくわえ復員兵や引揚者など膨大な失業者であふれていた。占領軍の指示等もあり、戦災からの復興計画のひとつとして緊急失業対策法（1948年）が実施された。失対事業に働く日雇い労働者が劣悪な賃金・労働条件の改善を求めて、各地で自由労働組合を結成し、その後全国的にまとまり「全日本自由労働組合」（以下、全日自労）を結成した。建交労の前身のひとつである労働組合だ。失対事業は、国が創設した公的就労事業である。最大時35万人（1960年）就労した。全日自労が「たたかう労働組合」であったために、国は60年代から事業終息に向けて有識者による「調査研究会」に委嘱して数次の「報告書」を提出し、1995年「終息」にやっときぎつけるに至った。この間、全日自労の激烈な反対闘争がとりくまれたのは言うまでもない。（誌面の都合上この間の歴史的なたたかいは『建設一般の50年』誌・江口英一氏監修・旬報社）をお読み願いたい）

さいごの失対事業の「暫定特定地域開発就労事業（略称-暫定特開）」は、2011年3月31日をもって廃止された。暫定特開は激変緩和措置として続けられていた。福岡の旧産炭地対策として飯塚・田川・直方・八幡の4つの職安・ハローワークが管轄する6市12町1村で1000人を超す中高年労働者が働いていた。賃金は1日の平均単価が1万円、月額22万円となる。夏季と年末には見舞金として「一時金」も支給される。就労年齢は65歳未満に限定されている。一時金は、県から夏は5100円・冬1万100円（2010年度）、事業実施自治体から——例えば、田川市の場合、夏7万6700円、冬10万円（2010年度）加算されて支給されていた。あわせて全日自労の運動で勝ちとってきた日雇健保と日雇失業保険が適用される。「就職支度金」という退職金（2007年度まで）もあった。福岡県の最低賃金は695円（2010年10月15日発効）だ。695円×1日8時間×22日就労として12万2320円である。福岡市の生活保護費の例をあげる。55歳無収入で単身者の最低生活費は月額11万4940円（※1）。雲泥の格差がある。

震災復興と失対事業

東日本大震災の被災者にたいする緊急雇用対策はどうか。震災以前から予算づけられていた3500億円の重点分野の雇用創造事業に第一次補正予算で500億円が積み増しされた。被災3県では大体1万人強の雇用があるらしい（※2）。やっとな瓦礫撤去の作業が第二段階を迎えている

が、大手建設会社が軒並み仕事を受注している。地元の業者は重層下請けに入るのがやっとである。適正な単価は期待できるはずもない。被災地には体力・能力があつて働きたい被災者がたくさんいる。国がきちんと施策をもち、公的な雇用対策を具体化しなければ被災地の復興・復興は遅々として進まない。

暫定特開で働いている労働者に聞き取り調査をした研究者^(※3)の報告を聞いた。「失対に入って天国だった。子どもが入院したときに休めたんです。クビ(解雇)にならなかったんです。民間の土方で働いていた時はトイレもなく、穴を掘って用をたしていた。失対では労働時間がきっちり守られて賃金がなんと最低賃金の2倍になった」

全労連などがとりくんでいるハローワーク前アンケートにも全国で協力している。福岡・八幡では毎月ハローワーク前アンケートにとりくんでいる。働きたい失業者などの組織化めざして「失業者闘争」もとりくんでいる。

建交労は震災後、国に緊急失業対策を強く要望しているが、頑迷に拒んでいる。被災地や各地のハローワーク前アンケートで相談を受けた失業者の結集をはかり、国に強く迫っていく。建交労は、「終息」に至った過去の教訓を生かしながら、新たな公的就労事業の確立をめざしている。いまこそ公的就労事業を創設して被災地も含めて働ける雇用の場をつくるべきだ。

年齢にかかわらず働ける条件の整備を

来年、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(以下、高安法)が通常国会で改正される予定だ。希望者全員の65歳までの雇用確保策や年齢にかかわらず働ける環境整備等が主な内容である。年金支給などの課題が山積して

おり拙速な改正には反対である。建交労は従来から高安法の見直しを求めている。同法5条・40条における援助・育成団体は「シルバー人材センター」だけではなく、建交労の高齢者事業団等も含みうると厚労省は回答しているが、具体的な施策がなく依然としてシルバー人材センター優遇になっている。建交労は、シルバー人材センターだけ優遇されていることを見直せと要求している。シルバー人材センターは、雇用対策ではない「生きがい対策」の公益法人であり、会員に臨時的・短期的な仕事を請負・委任している。しかし、シルバー人材センターは各地で偽装請負や民業圧迫、会員に危険な作業につかせて重大な事故が起きたり、最低賃金法違反などが明らかになり是正命令がでている団体である。そのなかで総務省が2010年11月11日付で地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の改正をするためパブリックコメントを公表した。年内には政令を改正して公布する予定だ。3号の改正とは、随意契約の対象団体の拡大だ。この改正には10年6月に全国市長会総会による「営利を目的とせずが高齢者等の就労を促進する団体と役務提供の随意契約が行えるよう、関係法令を改正すること」という要望書が国に上申されていたのである。建交労は各ブロック市長会に同様の要望書を提出してきた経過がある。あわせて各地の市長とも要請・懇談してきた。総務省は組合の要望にそって改正するに至ったと交渉の場で答えている。一定の成果だと考えている。

(かんだ とよかず・建交労書記次長)

※1) 福岡県弁護士会ホームページから

※2) 厚労省 2011.9.28 第29回労働政策審議会議事録から

※3) 県立広島大学・都留民子教授